

承認第 5 号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

豊大専第4号

専 決 処 分 書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

## 豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成17年豊後大野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

第4条第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成26年4月1日から適用する。